

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 新型コロナウイルス感染症への対応について厚生労働省と意見交換
（保育三団体協議会） 1
- ◆ 政府対策本部が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」を
とりまとめ 3
- ◆ 児童福祉施設等への繰り返し利用可能な布製マスク配布に向けた各施設の状
況調査の協力について（厚生労働省） 5

◆新型コロナウイルス感染症への対応について厚生労働省と意見交換（保育三団体協議会）

令和2年3月10日、保育三団体協議会（本会・全国私立保育園連盟・日本保育協会）は、代表者会議・実務者会議合同会議を開催しました。

厚生労働省子ども家庭局保育課長・矢田貝泰之氏より、この間の新型コロナウイルス感染症への対応と今後の取り組み予定について説明を受けた後、保育所・認定こども園等の現状をふまえ、意見交換を行いました。

保育三団体協議会としては、保育所等が子どもと家族、職員の健康を守り、その役割を果たしていくために、①保育業務への理解と開所趣旨の周知、②やむを得ない場合に国・自治体から保育所等の利用を可能な範囲で自粛することの働きかけ、③感染防止・衛生用品不足への対応（詳細は、次ページを参照）についての課題と要望を伝えました。また、出席した委員の各施設における3月2日から6日の職員の在職者数、出勤必要数、出勤者数、休暇取得者数と休暇理由、利用児童数、登園児童数、欠席児童数（欠席理由）、人手不足に係る課題・要望、マスク・消毒液の備蓄状況等について発言しました。

厚生労働省は、3月5日の都道府県宛ての事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&Aについて」において、臨時休校が要請されるなか、保育所等の開

所が必要とされる趣旨の説明や、小学校の休校により保育士等が不足しやむを得ない場合に市区町村と相談の上、小学校の子の休校のために仕事を休んで家にいる保護者等に園児の登園を控えるようお願いすることが考えられること等を示しています。

さらに今後、厚生労働省は、現場の状況の把握に引き続き努めたいこと、現場の要望を受け止めた上で、今後の対応を検討すること、これまでの困難な状況の中での開所への感謝等が述べられました。

保育三団体協議会として、今後も厚生労働省へ現場の声、要望事項をきめ細やかに伝え、情報交換を行ってまいります。

なお、保育所等のマスク・消毒液の確保等については、政府の「緊急対応策 第2弾」が示されています(3ページ～参照)



(写真左から、本会・万田康会長、全国私立保育園連盟・小林公正会長、厚生労働省子ども家庭局保育課・矢田貝泰之課長、日本保育協会・大谷泰夫理事長)

令和2年3月10日

厚生労働省 御中

保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応について

公益社団法人 全国私立保育園連盟
会 長 小林 公正
社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会 長 万田 康

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については現在が重要な時期であり、政府・厚生労働省におかれては対策に万全を期されることを願うとともに、保育三団体においては可能な限りこれに協力し、保育所等の子どもと家族、職員の健康を守る重責を果たして参りたいと思います。

○保育業務への理解と開所趣旨の周知

全国全ての小中高等学校等に対し感染のリスクを予防する観点から臨時休校の要請がされるなか、保育所等へは開所が要請されています。保育士不足が深刻であり、保育士業務の負担軽減が求められている状況のもとで、保育に携わる職員の意欲・動機を維持するためには、現下でも保育所等が開所を必要とされる趣旨※の周知を図る必要があります。

※ 保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであること(厚生労働

○保育所等の利用の自粛要請について

保育所等に対しては、感染の予防に留意した上で原則として開所することが要請されていますが、子を持つ保育士もおり職員体制の維持が困難となる場合や、感染防止・衛生用品の供給不足により感染予防策を十分講ずることのできない場合等が今後想定されます。現場ではやむを得ない場合に利用を自粛して頂くように呼びかけもしていますが、国と自治体も同様に自粛の要請を行って頂くようお願いいたします。

また、利用を自粛して頂いた方に対する保育料の在り方（無償化の対象外の方の保育料）や食材料費の在り方などの整理が必要であり、早急にお示し頂くようお願いいたします。

○感染防止・衛生用品不足への対応

保育現場ではマスクや消毒用アルコール等の不足が深刻であり、更にトイレットペーパー等紙製品の市場での入手が困難な状況になっています。現場においては先行して自治体や同種施設、保護者家庭への備蓄品提供依頼等の対応を行っていますが、国や自治体は進んで感染防止・衛生用品の保育現場へ供給を確保する取り組みを行うようお願いいたします。

以上

◆政府対策本部が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第 2 弾-」をとりまとめ

令和 2 年 3 月 10 日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第 2 弾-」をとりまとめました。

保育所等における消毒液購入等に必要な費用を補助すること、再利用可能な布製マスクを国が一括して 2,000 万枚購入し、保育所や介護施設等の職員に 1 人 1 枚は行き渡るよう配付するなどの対策を示しています。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第 2 弾—の主な内容

※全国保育協議会事務局整理

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

○感染拡大防止策

介護施設や障害者施設、保育所等における消毒液購入や、施設の消毒等の感染拡大防止に必要な費用を補助（補助率：介護施設 2/3 等）する。

○受給両面からの総合的なマスク対策

介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が一括し

て2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも1人1枚は行きわたるよう、十分な量を緊急に配布する。

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

○保護者の休暇取得支援等

正規雇用・非正規雇用を問わず、今回の政府の要請を踏まえ、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業に対する助成金（助成割合は10/10。ただし、日額上限8,330円。）を創設。

看護職員の代替職員の確保のため、業界団体へ代替職員の派遣調整に関する事務を委託するとともに、保育士、介護職員等の応援職員の確保のため、応援職員の派遣調整等を行う都道府県を支援する。

○ 個人向け緊急小口資金等の特例

生活福祉資金貸付の特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯を対象とし、一時的な資金が必要な方には緊急小口資金により10万円以内、特に、休暇取得支援の助成金の対象とならない方を含め、小学校等の休業等の影響を受けた世帯等に対しては20万円以内を貸し付けるとともに、据置期間、償還期限を延長する。

○ 放課後児童クラブ等の体制強化等

午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費（10/10）で支援（放課後等デイサービスについても同様に支援）する。

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

○雇用調整助成金の特例措置の拡大

具体的には、以下の措置を講ずる。

- ・ 支給要件緩和の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主に拡大するとともに、助成対象となる事業主が行う感染拡大防止に資する従業員の一斉休業や濃厚接触者となった従業員に命令した休業が対象となることを明確化する
- ・ 他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、その期間中、特例的に生産指標が低下したとみなすとともに、助成率を引き上げる（助成率：中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3）ほか、正規雇用・非正規雇用を問わず助成の対象とする
- ・ 支援については本年1月に遡って実施する

◆児童福祉施設等への繰り返し利用可能な布製マスク配布に向けた各施設の状況調査の協力について（厚生労働省）

令和2年3月10日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部（局）宛てに、事務連絡「児童福祉施設等への繰り返し利用可能な布製マスク配布に向けた各施設の状況調査の協力について」が発出されました。

同事務連絡は、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、厚生労働省から、洗濯することで繰り返し利用可能な布製マスクを、児童福祉施設等の職員向け（事務職員・非常勤職員等含む）に配布することを検討しており、配布先および配布枚数を把握するために、事業所名、事業所住所、職員数を3月12日中に報告するよう依頼しています。詳細については市区町村にご確認ください。